

公害苦情の状況

公害紛争処理法第49条（苦情の処理）の規定に基づき、公害苦情相談窓口が受け付けた「公害苦情（典型7公害以外の苦情を含む。）」の件数をとりまとめたものです。

1 苦情相談対応の概要

（1）期 間 ：平成30年4月～平成31年3月

（2）相談窓口：生活環境課、環境保全センター、廃棄物対策課

公害苦情を処理するため、「公害紛争処理法」に基づき公害苦情相談員を配置し、生活環境課、環境保全センター、廃棄物対策課を窓口として、市民からの公害苦情相談に応じ、必要な調査、指導及び助言等を行いました。

2 公害苦情の概要

（1）苦情件数の推移

平成21年度以降の種類別苦情件数を図1に、苦情件数の推移を図2に示しました。

平成30年度の公害苦情の申立件数は116件で、昨年度から22件減少しました。

（2）種類別の苦情件数

種類別公害苦情件数の内訳は図2に示すとおりで、主な苦情としては、「騒音振動」36件（31%）、「大気汚染」17件（15%）、「悪臭」14件（12%）で、苦情は「都市生活型」の苦情が多く、その他の苦情としては、主に「空き地管理」に関する苦情であり、46件（40%）でした。

図1 公害苦情件数推移

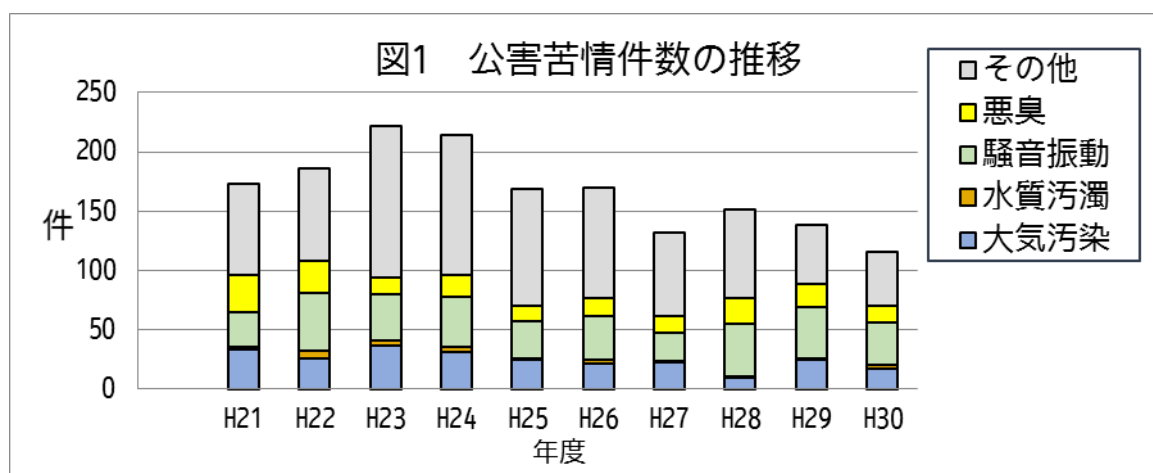


図2 公害種類別件数構成比

